

首都圏対象「つるが」プロモーション業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和 5 年 4 月

敦 賀 市

## 1 業務の趣旨及び目的

本業務は、2024年春に予定される北陸新幹線敦賀開業を契機とし、開業により心理的距離が近くなる首都圏を中心とした北陸新幹線沿線市町等への本市の認知度向上を図るとともに、本業務をきっかけとして市民等の相互交流を誘発し、「人に会う」ことを目的とした本市への来訪者増加を目指すものである。

また、北陸新幹線開業という大きな好機を活かしたメディア露出の増加により、全国的な本市の認知度向上を図るものである。

本業務の目的を達成するためには、専門的な知識と実績に加え、様々な手法の中から効果的な企画立案を行うとともに、それらを適格に実行する能力が求められることから、業務の受注者を選定するに当たり、プロポーザル方式により、事業者の企画力、事業遂行能力等を総合的に評価し、最も適切な事業者を業務委託契約の候補者として選定する。

## 2 公募概要

### (1) 業務名

首都圏対象「つるが」プロモーション業務委託

### (2) 業務内容

別紙特記仕様書のとおり

### (3) 業務履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

### (4) 業者選定方法

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

### (5) 提案上限額

29,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者（複数団体による連合体（以下「共同事業体」という。）又は単体法人とする。共同事業体の構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。

(5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

(8) (6) 又は (7) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

#### 4 スケジュール（予定）

	内容	日程
①	公募開始及び募集要項配布期間	令和5年4月28日（金）から 令和5年5月25日（木）午後5時まで
②	プロポーザルに関する質問書受付期間	令和5年4月28日（金）から 令和5年5月16日（火）午後5時まで
③	質問書に対する回答期限	令和5年5月18日（木）午後5時までに 敦賀市ホームページにて公開
④	企画提案書類の受付期間	令和5年4月28日（金）から 令和5年5月25日（木）午後5時まで
⑤	企画提案書類の審査及びプレゼンテーション	令和5年6月 5日（月）頃 ※質疑応答時間を含め30分以内程度を想定、手法等を含め別途通知する
⑥	選考結果の通知	令和5年6月中旬

#### 5 申込方法

##### (1) 募集要項等の配布

本募集要項及び関係資料は、以下の場所において配布する。

また、敦賀市ホームページにおいても公開する。

ただし、以下の場所における配布は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

ア 所在地 〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号  
敦賀市役所3階 観光部新幹線誘客課

イ TEL 0770-22-8241

ウ FAX 0770-22-8184

エ E-mail shinyu@ton21.ne.jp

##### (2) 質問書の受付及び回答

「質問書」（様式6）に要旨を簡潔にまとめ、10の担当部署のE-mail宛てに、電子メールにて送信すること。電話での質問は認めない。

また、回答は、敦賀市ホームページに掲載するとともに、令和5年5月25日（木）まで、担当課において閲覧することができる。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足・修正するものとして取り扱う。

##### (3) 企画提案書類の提出

企画提案書類は、持参又は郵送により、10の担当部署に提出すること。

ただし、提出は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、郵送の場合は令和5年5月25日（木）午後5時までの必着とする。

また、企画提案書類は1案に限るとともに、10部（正本1部、副本9部）を提出すること。

なお、提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正は一切認めない。

#### (4) 共同事業体で提案する場合

複数団体で提案する場合、全体の意思決定及び業務管理等に責任を持つ代表構成団体を決め、当該団体が企画提案書類の提出を行うこと。

また、共同事業体で提案する場合、「共同事業体構成表」（様式2）を提出するとともに、代表とならない構成団体が代表構成団体へ本プロポーザルの提案及び契約関係に関する一切の権限を委任している旨が記載されている「共同事業体委任状」（様式3）を提出すること。

### 6 企画提案書類の作成要領

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 参加申請書兼 企画提案書（表紙）	①会社名、代表者氏名、住所、担当者氏名、連絡先を記載すること。 共同事業体で提案する場合は、代表構成団体の会社名等を記載すること。 ②A4判1頁
(2) 参加資格確認 事項申告書（様式1）	①本募集要項の3の参加資格について、該当及び非該当を申告すること。 共同事業体で提案する場合は、代表構成団体にて該当及び非該当を申告すること。 ②A4判1頁
(3) 共同事業体構成 表（様式2）	①共同事業体で提案する場合は、当該様式を提出すること。 ②共同事業体における、代表構成団体及びその他構成団体の会社名、代表者名等を記載すること。 ③A4判1頁。ただし、その他構成団体が多数に及ぶ場合はこの限りではない。
(4) 共同事業体委 任状（様式3）	①共同事業体で提案する場合は、当該様式を提出すること。 ②共同事業体における、代表構成団体及びその他構成団体の会社名等を記載すること。 ③A4判1頁。ただし、その他構成団体が多数に及ぶ場合はこの限りではない。
(5) 業務実績（様 式4）	①過去5年程度（平成30年4月1日から令和5年3月31日）の本件と同等内容等の受注実績及び受注した

	<p>業務における成果等を記載すること。</p> <p>また、共同事業体で提案する場合は、代表構成団体及びその他構成団体の受注実績等を記載すること。</p> <p>②実績として記載した業務の契約書の写しを正本1部に添付すること。</p> <p>③枚数は必要に応じて追加すること。</p> <p>④その他記載方法については様式4を参照すること。</p>
(6) 業務の企画提案 (様式自由)	<p>①別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。</p> <p>②記載に当たり、概念図、イラスト、写真等を用いることは可とする。</p> <p>③業務目的の達成に向けて、将来的な事業展開の考え方を盛り込むこと。</p> <p>④A4判10頁以内又はA3判5頁以内とすること。</p>
(7) 工程計画 (実施フロー) ・実施体制 (様式自由)	<p>①実施体制については、事業実施計画の実現性と工程等の適切性を明示すること。</p> <p>②A4判2頁以内又はA3判1頁以内とすること。</p>
(8) 見積書 (様式5)	<p>①本業務の実施に必要な経費を税抜きで記載すること。</p> <p>②A4判1頁以内に記載すること。</p>

## 7 審査及び選定方針

### (1) 審査方針

首都圏対象「つるが」プロモーション業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書類の審査を行う。

### (2) 審査会対象者の選定

#### ①提案書の提出が5者を超える場合

提出された提案書等の内容を、審査委員会が別表の審査項目等に基づき審査し、5者以内を審査会（プレゼンテーション）の対象として選定する。

#### ②提案書の提出が5者以内の場合

提案書を提出した者全てを審査会（プレゼンテーション）の対象として選定する。なお、提案書の提出が1者の場合も審査会（プレゼンテーション）を実施する。

### (3) 審査会（プレゼンテーション）

審査会対象者に対し、下記の要領でプレゼンテーションを行う。

なお、プレゼンテーションにおいては、審査委員会の委員が以下の審査項目等に基づき審査し、選考を行う。

①日程：令和5年6月5日（月）頃で日程調整し、後日通知する。

②会場：敦賀市役所内会議室。日程決定時に通知する。

#### ③審査項目等

- ・敦賀市及び業務目的、内容に対する理解度
- ・同種及び類似業務の受注実績

- ・首都圏等と市内での連携した広告掲出の内容及び選定理由
- ・首都圏等への「つるがPRブース」出展の内容
- ・首都圏等への出向宣伝時に活用するグッズの内容
- ・首都圏各メディアへの取材誘致の内容
- ・プレスリリース配信サービスを活用したWEB広告での露出拡大の内容
- ・実施体制
- ・見積額

#### (4) 結果通知

- ア 審査結果については、令和5年6月中旬頃に企画提案書類提出者に通知する。
- イ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

### 8 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書類等の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- (2) 企画提案書類等に記載すべき事項に不備があるもの
- (3) 企画提案書類等に虚偽、違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) この要項に定める手続き以外の手法によって審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を求めたとき。
- (5) 企画提案書類提出事業者が3に定める参加資格を満たさなくなったとき。
- (6) その他審査委員会が不適格と認めるとき。

### 9 その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書類等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。ただし、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）に基づく請求がなされた場合は公開することがある。
- (3) 企画提案書類の作成及び提出に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (4) 企画提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て提案事業者が負うものとする。

### 10 担当部署

- ・敦賀市観光部新幹線誘客課
- ・住 所：福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
- ・TEL：0770-22-8241
- ・FAX：0770-22-8184
- ・E-mail：shinyu@ton21.ne.jp